

告 示

埼玉県告示第八百十七号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、その期限が令和六年一月一日から同年九月一日までの間に到来する自動車税の種別割については、同月二日とする。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕